

～防火クラブ・自主防災組織会長会議開催～

雲南防火委員会では、5月25日(日)、一般財団法人日本防火・防災協会の共催により「防火クラブ・自主防災組織会長会議」を282人の参加を得て開催しました。

会議では、火災の概況、住宅用火災警報器の奏功事例及び維持管理についての説明を行いました。

会議に先立ち、雲南市立病院DMAT(災害時派遣医療チーム)4名を講師に招き、「DMATの活動内容について」と題し、DMAT発足に至った経緯、目的及び活動内容について講演をいただきました。

この会議を通じ知り得たことを、防火クラブの皆様が、今後地域の防災に活用し、防火・防災の担い手となって、組織の充実強化に努めていただけるものと確信しております。

また、日頃の積極的な活動が認められ、7防火クラブが雲南防火委員会会長表彰を受賞されました。



雲南市立病院DMAT 講演の様子

会長表彰防火クラブ

- 4区自治会防火クラブ(雲南市木次町)
- 本町自治会防火クラブ(雲南市大東町)
- 大竹上自治会防火クラブ(雲南市加茂町)
- 穴見女性防火クラブ(雲南市掛合町)
- 志食婦人防火クラブ(雲南市掛合町)
- 八幡下婦人防火クラブ(仁多郡奥出雲町)
- 和田婦人防火クラブ(飯石郡飯南町)



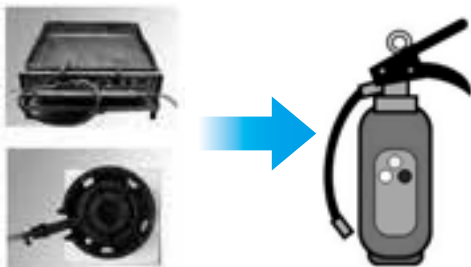
受賞された防火クラブの皆さん

～火災予防条例が改正となります～

今回の改正は、平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、行われるものです。

消火器の設置が必要となります！

対象火気器具等(ガスコンロ、発電機など)を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催し(地域自主組織などが行う祭りなども含む。)に際して使用する場合に、**消火器**を準備した上で使用することになります。



届出が必要となります！

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催し(地域自主組織などが行う祭りなども含む。)に際して露店等を開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)する場合は**消防機関に届け出**(露店等の開設届出書)が必要となります。

届出様式については、火災予防条例改正後に、雲南消防本部ホームページよりダウンロードできます。